

東京都介護支援専門員更新研修希望の皆様へ

公益財団法人東京都福祉保健財団

令和4年度第2期東京都介護支援専門員更新研修
(実務経験者) 32時間の受講者の募集について

当財団では、令和4年度第2期東京都介護支援専門員更新研修(実務経験者)32時間を実施します。本研修の受講対象となる方で、受講を希望される方は、下記手続きによりお申し込みください。

なお、介護支援専門員として勤務する予定がない方は、研修を受講する必要はありません。専門員証の失効後は、再研修を修了することで、専門員証の交付を受けることができます。

記

1 実施する研修及びカリキュラム

更新研修(実務経験者)32時間(カリキュラムは5~6頁参照)

2 受講対象者

基準日(令和4年8月1日)現在、(1)及び(2)に該当する方

(1) 東京都に介護支援専門員の登録をしている方

(2) 現在の専門員証の有効期間内に実務経験がある方で、①~③のいずれかに該当する方

① 今回が1回目の更新(再研修受講後の更新は1回目の扱いです)で、以下のアまたはイに該当する方

② 前回の更新時に更新研修(実務未経験者向け54時間)を受講し、以下のアまたはイに該当する方

ア 現在の専門員証の有効期間内に専門研修Ⅰを修了(※1)し、基準日時点で介護支援専門員として従事していない方

イ 現在の専門員証の有効期間内に専門研修Ⅰを修了(※1)し、基準日時点で介護支援専門員として従事中で、就業期間が通算3年未満の方

③ 前回の更新時に専門研修Ⅱ、更新研修(実務経験者向け32時間)または更新研修(実務経験者向け88時間)を修了(※1)した方で以下のウまたはエに該当する方

ウ 基準日時点で介護支援専門員として従事していない方

エ 基準日時点で介護支援専門員として従事中で、就業期間が通算3年未満の方

※1 東京都以外で研修を修了した方は、受講申込書に修了証明書の写しを添付してください。

※2 実務経験の有無・期間により、更新に必要な研修が異なります。7頁のフローチャートを御確認ください。

3 受講申込方法

(1) 受講申込書に必要事項を記入の上、簡易書留で下記送付先に郵送してください。

(2) 希望コースは、別紙1「日程」より選択してください。申込内容の変更は承れませんので、コース日程等をよくお確かめください。記入した受講申込書は控えを取り保管してください。

(3) 受講申込書の提出期限及び送付先

令和4年8月31日(水曜日)※当日消印有効

【送付先】〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
(公財)東京都福祉保健財団 人材養成部介護人材養成室 ケアマネ更新研修申込係

4 受講決定

(1) 受講決定通知の送付

受講決定通知発送日：令和4年9月30日（金曜日）（予定）

申込書記載の住所に受講決定通知書を郵送します。

※令和4年10月4日（火曜日）になっても届かない場合は、御連絡ください。

(2) 受講者の決定方法

- ① 募集定員を超えて受講申込があったときは、介護支援専門員資格有効期間満了日が近い方(※)を優先し、受講決定いたします。よって、更新に支障がない場合は、次期以降に実施する研修の受講をお願いすることがあります。その場合は個別に御連絡させていただきます。

※ただし、「介護支援専門員及び主任介護支援専門員資格の特例措置対象者の拡充及び期間の延長について（通知）」（令和3年1月26日付2福保高介第1672号。以下、「特例措置」という。）対象者は、特例措置期間の終了日を資格有効期間満了日とみなします。したがって、特例措置対象外の方（有効期間が令和5年4月1日以降の方）を優先して受講決定する場合があります。

(例)

| 申込者 | 有効期間満了日 | (特例措置反映) | 優先順位 | |
|-----|--|--|------|--|
| A | 令和3年4月30日 令和4年6月30日 令和5年3月31日 等 | 令和6年4月30日 令和7年6月30日 令和8年3月31日 等 | 4 | 本来の有効期間満了日は既に過ぎていますが、特例措置を考慮し、優先順位が下がる場合があります。 |
| B | 令和2年2月28日 | 令和5年2月28日 | 1 | |
| C | 令和5年4月30日 | 令和5年4月30日 (特例措置対象外) | 2 | |
| D | 令和5年10月30日 | 令和5年10月30日 (特例措置対象外) | 3 | |

- ② 第1希望のコースが定員に達した場合は、順次第2希望のコースに割り振りさせていただきます。
- ③ 募集の結果、コースの受講希望者が僅少となる場合は、当該コースを実施しない場合があります。
- ④ 定員の超過等により落選する場合は、その旨を通知します。この場合は、お手数ですが、次期以降の研修の募集期間に再度お申込みください。

5 受講料及びテキスト送付

(1) 受講料

更新研修（実務経験者）32時間：23,800円

受講決定通知に同封する払込用紙で、払込期日までにお支払いください。

※払込期日は到着から5日程度と短くなっておりますので、御注意ください。

(2) テキストの送付

受講料の払込確認後、研修テキスト等を御自宅に宅配便で送付します。

6 研修実施方法及び提出物

(1) 研修実施方法

本研修はオンライン研修コースにより実施します。

また、オンラインでの受講が難しい方向けに集合研修コースを設けています。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、延期や中止となる可能性がありますので、積極的にオンライン研修コースによる受講を御検討ください。なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、集合研修においては受講定員を研修会場の収容可能定員の半数以下に設定し実施します。

※オンライン研修コースを希望される場合は、別紙2の「オンライン研修コースについて」を必ず御確認いただき、必要な受講環境を御準備ください。

(2) 講義の動画配信

いずれのコースも動画配信 (YouTube) で受講いただく科目があります。動画の視聴には大量の通信が発生するため、スマートフォンまたはタブレットを使用すると、携帯電話会社のデータ容量制限に達する場合があります。また、容量制限を超えて使用した場合、高額の通信費用が発生することがありますので、Wi-Fi 環境など、容量制限が発生しない環境での受講を推奨します。

(各コースの受講方法)

| | 講義部分 | 演習 (グループワーク) 部分 |
|------------|----------------|-----------------|
| オンライン研修コース | 動画視聴 (YouTube) | Zoom |
| 集合研修コース | 動画視聴 (YouTube) | 会場に集合 |

(3) 動画配信講義における提出物

オンライン研修コース、集合研修コースともに、動画配信 (YouTube) による講義の中で、講師が出題する課題等に対して、個人学習シートを作成していただく個人学習を実施します。

7 受講地の変更

本研修は、原則として、東京都登録の方のみ受講できます。ただし、他道府県で登録されている方については、都内事業所等で勤務している、都内在住である等要件を満たせば、受講地変更の手続を行うことで、東京都で本研修を受講することができます。受講地変更を希望される方は、事前に以下の問合せ先へ電話連絡し、受講地変更が認められるか御相談ください。受講地変更は東京都と道府県間で手続を行うため時間を要します。希望される方はお早めに御連絡をお願いいたします。

【受講地変更の問合せ先】

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当
電話 03-5320-4279

8 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営、名簿管理及び専門員証の交付業務以外の目的に利用することはありません。なお、お送りいただいた申込書等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

9 その他

(1) 本研修の集合研修コースについては、新型コロナウイルス等感染症への対策として、必要な感染予防策を講じた上で実施します。詳細は東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課発出の別紙3「【受講生の皆様へ】新型コロナウイルス感染症への対応について」を御確認ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の再拡大等が生じた場合は、集合研修コースについては、研修が延期または中止になる可能性がありますのであらかじめ御了承の上、お申込みください。なお、この場合は当財団ホームページでお知らせします。

(3) 介護支援専門員としての登録事項 (氏名・住所) に変更がある場合、別途手続が必要です。この手続を行わないと更新申請の書類等が届かなくなりますので、必ず手続を行ってください。

東京都の登録者は、下記ホームページから手続方法の確認ができます。

【公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページ】 https://www.keamane.tokyo.jp/3_touroku.html

※他道府県の登録者は、登録する道府県のホームページ等を確認してください。

本研修 (更新研修 (実務経験者) 32時間) の問合せ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ担当

電話番号 03-3344-8512

URL <https://www.keamane.tokyo.jp/index.html>

◆受付時間は、月曜日～金曜日 (祝日除く。) の8時45分～17時30分です。

受付時間は変更となる場合があります。

◆申込み時期は、電話が大変に混み合う場合がございます。

(QRコード)



受講申込書の記入にあたって

受講申込書の「3 所属の事業所・施設の形態」は、下記から1つ選び、該当の番号をご記入ください。該当するものがない場合は、空欄で結構です。

| | |
|-----|---|
| 居宅系 | 1 地域包括支援センター 2 居宅介護支援事業所 3 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）事業所 4 介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所 5 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 施設系 | 6 介護老人福祉施設 7 介護老人保健施設 8 介護療養型医療施設 9 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）事業所 10 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）事業所 11 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 12 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 13 介護医療院 |

(参考)

【専門研修Ⅱの受講対象者及び実施団体】

《**専門研修Ⅱ**》 現任で**専門研修Ⅰ**を修了し、就業後3年以上の方が対象
公益財団法人総合健康推進財団関東支部 電話03-6262-7132
<https://www.soukensui-kanto.com/> 「健推財団関東」で検索

※現在の専門員証の有効期間内に「主任介護支援専門員**更新**研修」を修了した方は、更新研修の受講が免除されます。（「主任介護支援専門員研修」は更新研修の受講は免除されません。）

「介護支援専門員としての実務」とは

次の事業所等で、介護サービス計画等の作成を行うことを指します。
(ショートステイの計画のみ作成されている方は、対象になりません。)

- ア 居宅介護支援事業所(ケアプランを作成しない管理者も含む。)
- イ (介護予防)特定施設入居者生活介護の事業所
- ウ (介護予防)小規模多機能型居宅介護／(介護予防)認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／看護小規模多機能型居宅介護の事業所
- エ 介護保険施設(指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護型療養病床)、介護医療院)
- オ 介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所(保健師、社会福祉士、看護師の配置の場合も含む。)
- カ 地域包括支援センター(保健師、社会福祉士の配置で、予防プランを作成した場合も含む。主任介護支援専門員は、ケアプランを作成していない場合も含む。)

「東京都介護支援専門員更新研修(実務経験者)」カリキュラム

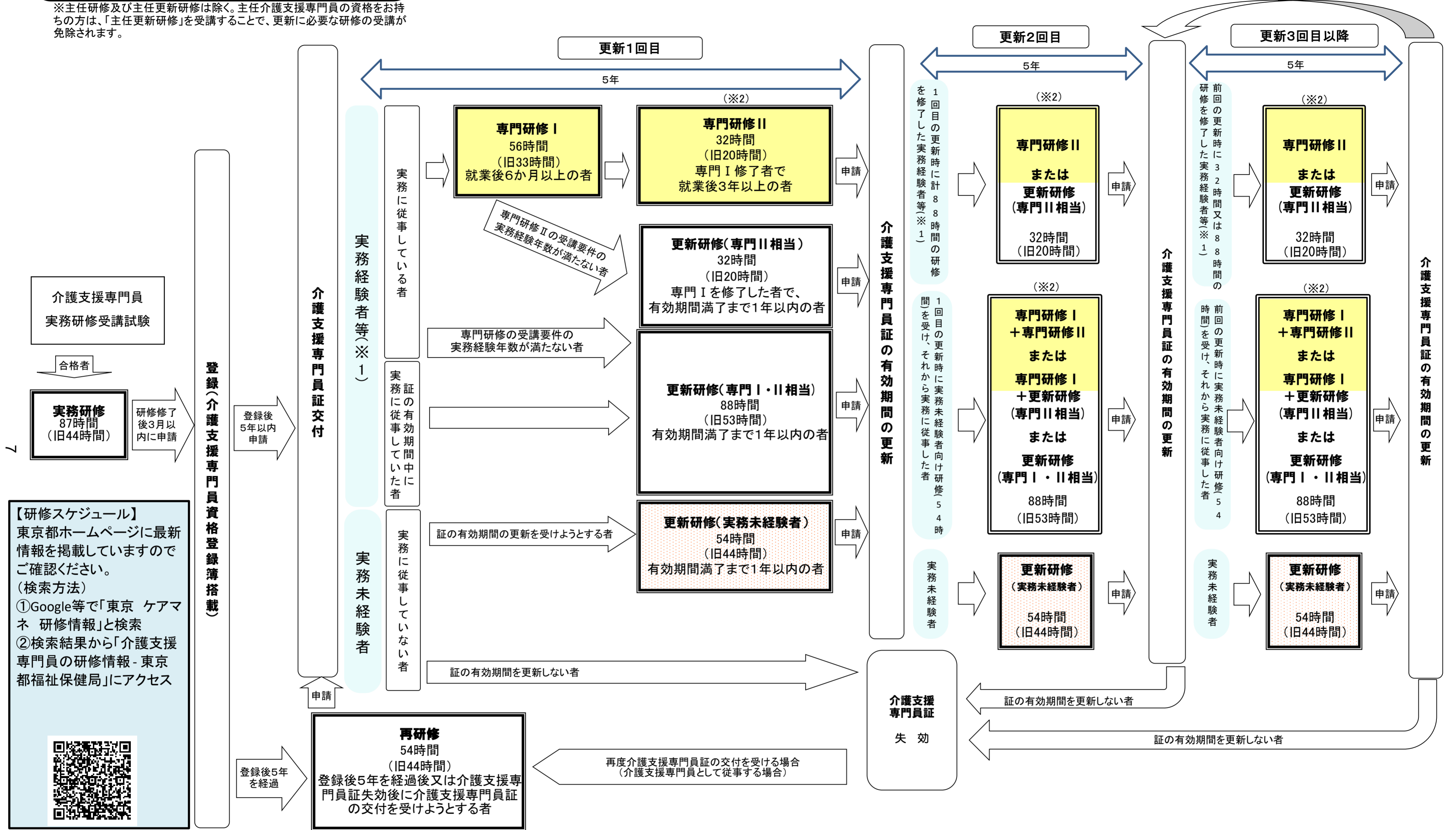
専門研修Ⅱに相当する研修科目(計32時間)

| 科目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|---|--|---|-------------|
| ○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開 | 介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。 また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。 | ・介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 ・利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源に関する講義を行う。 ・介護保険制度や介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項に関する講義を行う。 | 講義 4 時間 |
| ○ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用に関する事例 | リハビリテーションや福祉用具等の活用事例を用いて演習等を行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られたリハビリテーションや福祉用具等の活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。 | ・各自が担当しているリハビリテーションや福祉用具等を組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たって重要となる関連知識や歯科医師、リハビリテーション専門職等との連携方法に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | 講義及び演習 4 時間 |
| ・看取り等における看護サービスの活用に関する事例 | 看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた看護サービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。 | ・各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要となる各種知識や医師、看護師等との連携方法に関する講義を行う。 ・看取り等を含む看護サービスを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | 講義及び演習 4 時間 |
| ・認知症に関する事例 | 認知症に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービスを活用した効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた認知症の要介護者等に対して有効なサービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。 | ・各自が担当している認知症である要介護者等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・認知症の要介護者等及び家族を支援するに当たり重要となる各種知識及び医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法に関する講義を行う。 ・認知症である要介護者等の支援方法を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | 講義及び演習 4 時間 |
| ・入退院時等における医療との連携に関する事例 | 入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた入退院時等における医療との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。 | ・各自が担当している入退院時等におけるケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・入退院時等の支援に当たり重要となる各種知識や医療職をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・入退院時のケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | 講義及び演習 4 時間 |
| ・家族への支援の視点が必要な事例 | 家族への支援の視点が特に必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、家族への支援の視点が踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた家族への支援に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。 | ・各自が担当している家族支援が特に必要なケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・家族に対する支援に当たり重要となる各種知識や関係機関、地域住民をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・家族支援が必要なケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 | 講義及び演習 4 時間 |

| 科目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|---|---|--|-----------------------|
| <p>・社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例</p> | <p>社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、利用者が活用することができる制度に関する知識及び関係機関等との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた社会資源の活用に向けた関係機関との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p> | <p>・各自が担当している他の制度（生活保護制度、成年後見制度等）を活用している事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・他の制度を活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関、多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・他の制度を活用するケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</p> | <p>講義及び演習 4時間</p> |
| <p>・状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例</p> | <p>状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、介護保険で提供される地域密着型サービス等の活用に係る知識及びケアマネジメントの手法を修得する。</p> | <p>・各自が担当している地域密着型サービス等の多様なサービスを活用している事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関・介護サービス事業者との連携方法に関する講義を行う。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</p> | <p>講義及び演習 4時間</p> |

介護支援専門員の資格及び研修の体系

※主任研修及び主任更新研修は除く。主任介護支援専門員の資格をお持ちの方は、「主任更新研修」を受講することで、更新に必要な研修の受講が免除されます。



(※1) 実務経験者等とは、介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。
 (※2) 次の専門研修の受講要件を満たす場合は、更新研修ではなく専門研修を受講すること。
 【専門研修Ⅰ】研修の募集案内で示される基準日時点で現任(介護支援専門員として実務に従事している。)かつ就業後6か月以上
 【専門研修Ⅱ】研修の募集案内で示される基準日時点で現任(介護支援専門員として実務に従事している。)かつ就業後3年以上
 * 現行の介護支援専門員証の有効期間内に旧カリキュラムによる研修を受講している場合は、新しいカリキュラムによる研修を受講する必要はない。
 (例)旧カリキュラムで専門Ⅰ(33時間)を受講した場合、新カリキュラム専門Ⅰ(56時間)を再受講する必要はない。